

広告掲載契約書（案）

川崎市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間において、行政財産の目的外使用許可に基づき、乙が設置する広告について、次の各項により広告掲載契約を締結する。

（総則）

- 第1条 甲及び乙は、この契約書に基づき、別紙広告掲載仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この契約書及び仕様書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
 - 3 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、原則として書面により行わなければならない。
 - 4 この契約に係る訴訟の提起及び調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（広告の作成及び掲載）

- 第2条 前条第1項の規定により掲載する広告の仕様及び内容は、川崎市広告掲載要綱（平成17年11月21日付17川財財第298号。以下「掲載要綱」という。）、川崎市広告掲載基準（平成17年11月21日付17川財財第298号。以下「掲載基準」という。）の内容を満たさなければならない。
- 2 乙は、広告原稿を掲載する14日前に、広告主及び広告内容について甲の承認を得なければならない。甲から必要書類の提出、意見の陳述等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
 - 3 広告のデザインについては、川崎駅周辺景観形成方針に配慮し、周辺と調和の取れた色合い、デザインとすること。

（広告に関する責任）

- 第3条 乙は、甲に対し、乙が作成した広告が法令等に違反せず、いかなる第三者の権利も侵害するものではないことを保証するものとする。
- 2 乙が作成した広告に関する一切の責任は乙が負うものとし、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合には、直ちに問題解決のために対応しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、この限りではない。
 - 3 乙は、運用する広告枠について広告未掲載の期間がないよう努め、その期間が長期に渡る場合は、甲乙協議のうえ対応するものとする。

(契約期間)

第4条 広告掲載契約期間は、平成30年10月1日から平成31年9月30日までとする。
ただし、広告掲載に係る準備等については、広告掲載契約期間前においても甲乙双方で対応することとする。

(広告料)

第5条 乙は、広告の総販売額（税抜）が〇〇〇〇〇〇〇円を超えた場合、超過販売額（税抜）の50%にあたる金額（1円未満の端数がある場合は切り上げるものとする。）並びに消費税及び地方消費税を広告料として甲に納めるものとする。

2 乙は、前項に掲げた広告料を、平成31年10月31日までに、甲が発行する納入通知書により納入しなければならない。ただし、納入の期限とする日が金融機関の休日にあたる時は、次の営業日を納入の期限の日とする。

3 甲は、前項に定める支払い期限までに乙が広告料を納付しないときは、遅延日数に応じ、広告料に川崎市債権管理条例第6条に規定する割合を乗じて得た額を違約金として乙から徴収する。

4 乙が広告を作成しなかった場合その他乙の責めに帰すべき事由により広告を掲載できなかったときは、乙は、甲に対し、広告料の減額請求、損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。

(報告)

第6条 甲は必要があるときは、いつでも乙の広告の販売状況について、報告を求め、又は調査できるものとする。

2 乙は、前条第1項に規定する広告料の算出資料として、契約期間満了後速やかに広告主又は取扱代理店等の名称及び販売料金を明記した書面を提出するものとする。

3 甲は広告主、取扱代理店及び販売額等知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。ただし、法令や条例等に基づく情報開示については、この限りではない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、本契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

2 甲は、前項に対する違反があった場合には、第13条第2項第3号に基づき契約を解除することができる。

(秘密の保持)

第8条 乙は、業務を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

(個人情報情報の適正な維持管理)

第9条 乙は業務を行う上で川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）に規

定する個人情報（以下この条において「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

（著作権等の使用）

第10条 乙は、広告原稿の作成に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第11条 契約の履行及び掲載後の広告に関して第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担しなければならない。

（契約の履行の一時中止）

第12条 履行場所等の確保ができない等のため又は地震、火災その他の自然的若しくは人為的な事情（以下「天災等」という。）であって乙の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的等に損害が生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、乙が契約を履行できないと認められるときは、甲は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに乙に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止しなければならない。

2 甲は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認められるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

（甲の解除権）

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が掲載要綱及び掲載基準に規定する規則業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに至ったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (3) 乙が甲の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (4) 乙が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (5) 乙の経営状態が悪化し、又はそのおそれのあると認められる相当の理由があり、そのことにより広告料の支払いをすることができないと認められるとき。
- (6) 乙が第14条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (7) 乙の責めに帰すべき理由によりこの契約に係る行政財産の目的外使用許可が取り消されたとき。
- (8) 甲において、公用若しくは、公共用に供するため、この契約に係る行政財産の目的外使

用許可が取り消されたとき。

- 2 甲は、前項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害を及ぼしたときでも、その損害を補償しない。

(乙の解除権)

第14条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときはこの契約を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(不当介入の排除)

第15条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由なく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

(その他)

第16条 この契約書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲と乙がその都度協議して定めるものとする。